確認申請等手数料(加須市手数料条例)

■1.建築物確認申請等手数料

(1)建築物

床面積の合計	確認申請手数料	完了検査申請手数料
30m ² 以内のもの	7,000 円	14,000 円
30m²を超え、100m²以内のもの	14,000 円	17,000 円
100m ² を超え、200m ² 以内のもの	24,000 円	24,000 円
200m ² を超え、500m ² 以内のもの	31,000 円	35,000 円
500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	58,000 円	59,000 円
1,000m²を超え、2,000m² 以内のもの	78,000 円	82,000 円
2,000m²を超え、10,000m² 以内のもの	235,000 円	208,000 円
10,000m²を超え、50,000m² 以内のもの	420,000 円	331,000 円
50,000m ² を超えるもの	777,000 円	666,000 円

※計画変更確認申請手数料

確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)は、当該計画の変更に 係る部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の手数料が必要に なります。

(2)工作物

確認申請手数料		計画変更申請手数料	完了検査申請手数料	
一の工作物	12,000 円	5,000円	12,000 円	

■2.許可・認定手数料

	内容	関係条文(建築基準法)	申請手数料			
道路の位置の指定・変更・廃止		第 42 条第 1 項第 5 項	1 件につき	50,000 円		
仮設建築物の許可		第 85 条第 5 項	120,000 円			
団地の認定等	一団地の総合的設計制度	第 86 条第 1 項	1 件(2 棟)で	78,000 円		
			1 棟ごとに	28,000 円 を加算		
	連担建築物設計制度	第 86 条第 2 項	1件(1棟)で ※1	78,000 円		
			1 棟ごとに ※1	28,000 円 を加算		
	区域内の建築物の追加の認定	第 86 条の 2 第 1 項	1件(1棟)で ※2	78,000 円		
			1 棟ごとに ※2	28,000 円 を加算		
	認定の取り消し	法第86条の5第1項	1 件につき	6,400 円		
			1 棟につき	12,000 円 を加算		
	一団地の住宅施設内についての制限の特例の 認定	法第 86 条の 6 第 2 項	1 件につき	27,000 円 を加算		
全体	計画の認定	法第86条の8第1項	1 件につき	27,000 円		
※ 1	Name					

^{※2} 同一敷地内建築物を除く。